

個別規程 IIJ ドキュメントエクスチェンジサービス

令和 6 年 8 月 1 日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第 1 条(品目)

IIJドキュメントエクスチェンジサービスには、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

品目	内容
独自ドメイン	契約者が指定する独自ドメイン名によって当社の管理するサーバ上の領域にアクセス可能とする IIJドキュメントエクスチェンジサービスであって、契約者と SSL サーバ証明書の認証機関との契約締結による契約者の SSL サーバ証明の利用に対応するもの
共用ドメイン	当社が指定する共用ドメイン名によって当社の管理するサーバ上の領域にアクセス可能となる IIJドキュメントエクスチェンジサービスであって、グローバルサイン株式会社と当社、及び、当社と契約者との契約締結による契約者の SSL サーバ証明の利用に対応するもの
DOX6	共用ドメインと同種の仕様であり、かつ、大規模な利用に対応するもの

第 2 条(最低利用期間)

IIJドキュメントエクスチェンジサービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJドキュメントエクスチェンジサービス契約」といいます。)における最低利用期間は 1 ヶ月とし、その起算日は、課金開始日とします。

2 最低利用期間内においては、月額費用の減額を伴う契約内容の変更が行われた場合であっても、月額費用は従前のとおりとします。

第 3 条(利用資格)

DR オプションを利用するには、品目を DOX6 とする IIJドキュメントエクスチェンジサービスの契約者である必要があります。

第 4 条(契約内容の変更)

契約者は、次の事項について、IIJドキュメントエクスチェンジサービス契約の内容の変更を請求することができるものとします。

- (1) ユーザアカウント(利用者(契約者が、ユーザアカウントを利用させる特定の者)に対して契約者が付与するものであって、IIJドキュメントエクスチェンジサービスの利用に関して特定の権限を有するID及びパスワードをいいます。以下同じとします。)
- (2) 独自ドメイン、共用ドメインにおける追加アカウント料金の課金方法
- (3) DOX6におけるアカウント料金の課金方法
- (4) ディスク容量

2 前項第2号及び第3号に定める事項の変更においては、暦月単位でのみその変更を行うことができます。

3 契約者は、IIJドキュメントエクスチェンジサービスの品目を変更することはできません。

第5条(利用条件)

契約者は、IIJドキュメントエクスチェンジサービスを利用するにあたり、次の事項を行っていただく必要があります。

- (1) インターネットへの接続環境の用意
- (2) IIJドキュメントエクスチェンジサービスを利用するために必要な当社が指定する端末環境の用意(なお、環境によりIIJドキュメントエクスチェンジサービスの機能の一部が制約される場合があります)
- (3) 品目を独自ドメインとするIIJドキュメントエクスチェンジサービスを利用するために必要な独自ドメイン名の取得
- (4) 品目を独自ドメインとするIIJドキュメントエクスチェンジサービスの利用において契約者がSSLサーバ証明を利用する場合にあつては、認証機関からのSSLサーバ証明書の取得
- (5) 品目を共用ドメイン又はDOX6とするIIJドキュメントエクスチェンジサービスを利用するために必要なホスト名の指定

2 契約者は、IIJドキュメントエクスチェンジサービスを利用するにあたり、アカウント(ユーザアカウントの他、運用管理担当者アカウント(当社が、契約者に対して付与するIIJドキュメントエクスチェンジサービスの利用に必要なID及びパスワードをいいます。))を含みます。以下同じとします。)の管理について次の各号に定める内容を遵守するものとします。

- (1) 契約者はアカウントの管理責任を負うこと
- (2) ユーザアカウントを共有する場合は当該共有人数をアカウント数として契約すること
- (3) 利用者のユーザアカウントの作成とその利用の結果については契約者が責任を負うこと
- (4) 契約者は、利用者に本約款に関する条項を遵守させるものとし、利用者が当該条項に違反した場合はその責任を負うこと
- (5) 契約者は、アカウントが窃用その他不正利用され又はその可能性があることが判明したときは、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うこと

3 前二項に定める事項を契約者が遵守していただけない場合には、IIJドキュメントエクスチェンジサービスを提供できないことがあり、当社は、当該提供できないことについて債務不履行責任を負いません。

第6条(オプションサービス)

当社は、当社所定の申込書により当社に対し申込があった場合において、オプションサービスを提供します。

2 IIJドキュメントエクスチェンジサービスには、次のオプションサービスがあります。

(1)DR オプション

当社設備が被災する等の事由で IIJドキュメントエクスチェンジサービスが通常どおり提供できない状態が生じたときに、当社が別途定める仕様に基づき当該サービスの一部機能提供を確保するもの

3 DR オプションの利用における最低利用期間はありません。

4 契約者が当社所定の解約申込書でオプションサービスの利用の停止に係る通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から30日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、利用の停止の効力が生じるものとします。

第7条(解除の効力が生ずる日)

IIJドキュメントエクスチェンジサービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日から30日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

第8条(料金)

契約者が、IIJドキュメントエクスチェンジサービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙1のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務はIIJドキュメントエクスチェンジサービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点又は当社における申込の承諾を要しない事項に係るものにおいては当該一時費用の発生原因となる事実が発生した時点で、それぞれ発生するものとします。

第9条(最低利用期間内解除調定)

IIJドキュメントエクスチェンジサービスがその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(一般規程第28条(契約者の解除)第2項又は第3項の規定に基づき解除された場合を除きます。)には、契約者は、別紙2に定める金額を支払うものとします。

第 10 条(料金の減額)

当社の責に帰すべき事由により IIJドキュメントエクスチェンジサービスが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。)が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して 24 時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)当該状態が継続したときは、当社は、契約者の請求に基づき、別紙 3 に定めるところにより IIJドキュメントエクスチェンジサービスの料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

第 11 条(保証の限定)

IIJドキュメントエクスチェンジサービスは、以下の事項を保証するものではありません。

- (1) IIJドキュメントエクスチェンジサービスが常に可用であること。
- (2) IIJドキュメントエクスチェンジサービスにより保存されたデータが消失、毀損、破損しないこと及び復元可能であること

附則

平成 20 年 10 月 1 日施行

1 この契約約款は、平成 20 年 10 月 1 日から実施します。

2 平成 20 年 9 月 30 日以前の IIJドキュメントエクスチェンジサービス利用規約に基づき成立した IIJドキュメントエクスチェンジサービスの利用に関する契約は、この契約約款の適用下において有効に継続するものとします。

平成 24 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 24 年 7 月 1 日から実施します。

平成 25 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、平成 25 年 1 月 1 日から実施します。

平成 25 年 2 月 1 日変更

この契約約款は、平成 25 年 2 月 1 日から実施します。

平成 25 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 25 年 7 月 1 日から実施します。

平成 25 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、平成 25 年 8 月 1 日から実施します。

令和 5 年 9 月 1 日変更

この契約約款は、令和 5 年 9 月 1 日から実施します。

令和 6 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 8 月 1 日から実施します。

別紙 1 IIJドキュメントエクスチェンジサービスにおける料金等 [第 8 条関係]

1 初期費用

(1) 基本サービス

(i) 独自ドメイン、共用ドメイン

細目	料金
初期費用	当社が別途契約者に示す金額

(ii) DOX6

細目	料金
初期費用	当社が別途契約者に示す金額

(2) オプションサービス

DR オプションにあっては、0 円

2 月額費用

(1) 基本サービス

(i) 独自ドメイン、共用ドメイン

細目	料金
基本料金	当社が別途契約者に示す金額
追加アカウント料金(固定課金)	10 ユーザアカウントあたり、当社が別途契約者に示す金額
追加アカウント料金(従量課金)	1 ユーザアカウントあたり、当社が別途契約者に示す金額
追加ディスク料金	1 ギガバイトあたり、当社が別途契約者に示す金額

備考

- (1)基本料金は、ユーザアカウント数 50、ディスク容量 1 ギガバイトに対するものとします。
- (2)追加アカウント料金及び追加ディスク料金は、前号の範囲を超えてユーザアカウント数及びディスク容量を使用する場合に発生します。
- (3)追加アカウント料金の課金方法には、固定課金と従量課金があります。固定課金のユーザアカウントの追加単位は 10 個毎とし、暦月の途中で ユーザアカウント数の変更があった場合、日割計算式を適用して、当該月のユーザアカウント数の料金を算出するものとします。従量課金のユーザアカウントの追加単位は 1 個毎とし、当該月月末時点の有効ユーザアカウント数の料金を算出するものとします。

(4)追加ディスク料金の課金単位は1ギガバイト毎とします。暦月の途中でディスク容量の変更があった場合、日割計算式を適用して、当該月のディスク容量の料金を算出するものとします。

(ii) DOX6

細目	課金区分	料金
基本料金	GB パック	当社が別途契約者に示す金額
	TB パック	当社が別途契約者に示す金額
アカウント料金	GB パック(固定課金)	1 ユーザアカウントあたり、 当社が別途契約者に示す金額
	GB パック(従量課金)	1 ユーザアカウントあたり、 当社が別途契約者に示す金額
	TB パック(固定課金)	1 ユーザアカウントあたり、 当社が別途契約者に示す金額
	TB パック(従量課金)	1 ユーザアカウントあたり、 当社が別途契約者に示す金額
ディスク料金	GB パック	100 ギガバイトあたり、 当社が別途契約者に示す金額
	TB パック	100 ギガバイトあたり、 当社が別途契約者に示す金額

備考

(1)「TB パック」とは、契約申込時点から1 ユーザアカウント及びディスク容量 1000 ギガバイトを利用開始している場合の課金区分を言い、「GB パック」とはそれ以外の場合の課金区分を言いません。「GB パック」の課金区分が適用されている契約の途中において、1 ユーザアカウント及びディスク容量 1000 ギガバイトを超えたとしても、「TB パック」の課金区分は適用されません。

(2)基本料金は、ユーザアカウント数、ディスク容量を含まないものとします。

(3)ユーザアカウント数 1、ディスク容量 100 ギガバイト以上の契約を必要とします。

(4)ユーザアカウント数及びディスク容量の追加単位は、ユーザアカウント数は1 個毎、ディスク容量は 100 ギガバイト毎とします。

(5)アカウント料金の課金方法には、固定課金と従量課金があります。固定課金のアカウント料金の金額は、請求月の最大アカウント数を当該月の ユーザアカウント数として算出した金額とします。従量課金のアカウント料金の金額は、当該月月末時点の有効ユーザアカウント数をアカウント料金として算出した金額とします。

(6)ディスク料金の金額は、請求月の最大ディスク容量を当該月のディスク容量として算出した金額とします。

(2) オプションサービス

DR オプションにあつては、品目を DOX6 とする各月のディスク料金の 2 分の 1

3 一時費用

- (1) 品目を独自ドメイン、共用ドメイン、課金方法を固定課金とするユーザアカウント数の減少においては、1 回の変更につき変更手数料として 5,000 円
- (2) 品目を独自ドメイン、共用ドメインとするディスク容量の減少においては、1 回の変更につき変更手数料として 5,000 円

別紙 2 最低利用期間内解除調定金 [第 9 条関係]

第 2 条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 1 の 2. 月額費用に定める金額

別紙 3 料金の減額 [第 10 条関係]

利用不能時の減額 (第 10 条関係)

利用不能時間を 24 で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます。)に月額費用の 30 分の 1 を乗じて算出した額を減額するものとする。